

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年5月2日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎ペンギン水族館あり方検討支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

長崎ペンギン水族館あり方検討支援業務委託に係る公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

3,000,000円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 単独で参加する場合

ア 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。

イ 長崎市物品等競争入札参加者の有資格者名簿の「各種計画策定」の業種に登録がある者であること。

ウ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

カ 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。

キ 国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び市が賦課する税についての滞納がない者であること。

ク 本業務を遂行するために必要とされる業務実績を有し、本業務に精通した者を従事させるとともに、本業務を確実に遂行すること。

ケ 直近 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に完了した業務で、同種業務の実績が 1 件以上ある者とする。なお、同種業務とは、「水族館の本体又は展示（水槽・設備等）の構想・計画策定等業務」とする。

(2) 共同事業体を構成して参加する場合

ア 共同事業体の構成員数は、2 又は 3 事業者とする。

イ 共同事業体の構成員の中から、代表構成員を定めること。

ウ 共同事業体を構成するすべての構成員が(1)に掲げるイとケを除く全て（ただし、カについては同一共同事業体として参加する場合は除く。）の提案資格を満たしているとともに、イについては代表構成員が、ケについてはいずれかの構成員が、提案資格を満たしていること。

エ 共同事業体を構成して参加する場合は、特に次の事項に留意すること。

(7) 代表構成員が本件の参加表明書等の提出を行うこと。

(イ) 1 つの事業者が複数の共同事業体に参加することはできない。また、共同事業体に参加する事業者は単独での参加はできない。

(ウ) 共同事業体の構成員を変更することはできない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、その他の構成員を変更することができる。

(エ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合は、共同事業体の構成員となることはできない。

(オ) 共同事業体の名称は、〇〇〇共同事業体とすること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に 3(2)の担当課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 7 年 6 月 24 日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下総称して「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 14 階

長崎市水産農林部水産農林政策課（電話：095-820-6562）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時 00 分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、説明書に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者に

よる信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月26日（月）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式1）を用いるものとし、電子メールにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書（様式1）に記載の上、電子メールにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時00分まで

(3) 質問書送信先

水産農林部 水産農林政策課

E-mail: suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年5月30日（金）までに質問を取りまとめ、本市ホームページに掲載する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時00分まで（提出期限内に3(2)の担当課に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

(2) ヒアリング予定日：令和7年7月1日（火）

日時、留意事項等の詳細については、別途、通知する。

9 受託者の決定

- (1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価基準

1 審査方法

特定審査委員会において、提案者から提出の提案書をもとに、提案者とのヒアリングを踏まえ、委員により評価項目毎の評価の視点から審査を行い、配点に応じた採点を行う。

評価項目			評価の視点	配点		採点方法
大項目	中項目	小項目		小項目	中項目	
業務遂行能力・技術力	業務実績	企画	水族館の本体又は展示（水槽・設備等）の基本構想・基本計画策定業務の実績	4	12	小項目の配点に実績件数に応じた係数を乗じて加点。 ①実績が2件の場合：配点×1 ②実績が1件の場合：配点×0.5 ③実績がない場合：配点×0
		設計	水族館の本体又は展示（水槽・設備等）の設計・制作業務の実績	4		
		経営	水族館の開発・経営に係るコンサルティング業務の実績	4		
	技術経験	企画	水族館の本体又は展示（水槽・設備等）の基本構想・基本計画策定業務の実績	2	12	小項目の配点に経験件数に応じた係数を乗じて加点。 ①経験が2件の場合：配点×1 ②経験が1件の場合：配点×0.5 ③経験がない場合：配点×0
		設計	水族館の本体又は展示（水槽・設備等）の設計・制作業務の実績	2		
		経営	水族館の開発・経営に係るコンサルティング業務の実績	2		
		企画	水族館の本体又は展示（水槽・設備等）の基本構想・基本計画策定業務の実績	2		
		設計	水族館の本体又は展示（水槽・設備等）の設計・制作業務の実績	2		
		経営	水族館の開発・経営に係るコンサルティング業務の実績	2		
	実施体制		人材が充実し、迅速・的確に対応できる業務実施体制となっているか総合的に評価	6	6	小項目の配点に経験のある人数と件数に応じた係数を乗じて加点。 ・1人1件あたり：配点×0.5
小計			30			
企画提案力	役割及び機能の整理		①基礎調査（水族館を取り巻く社会的動向、トレンド調査）、②現状・課題分析について評価。 基礎調査、現状・課題分析の考え方や方法が具体的かつ合理的で、効果的・的確な成果が期待できるか。	8	60	各小項目の配点に次の5段階評価による割合を乗じて加点。 ①優れている：配点×1.0 ②やや優れている：配点×0.8 ③普通：配点×0.6 ④やや劣る：配点×0.4 ⑤劣る：配点×0.2
			上記①②から導く③事業テーマ・役割・機能の整理について評価。 事業テーマ・機能・役割の整理の考え方や方法が具体的かつ合理的で、効果的・的確な成果が期待できるか。	8		
			①制約条件の整理 ②必要機能の整理について評価。 制約条件から必要機能を導く考え方や方法が具体的かつ合理的で、効果的・的確な成果が期待できるか。	8		
	再整備の方針		③施設規模・費用 ④概略レイアウト案の作成について評価。 施設規模・費用、概略レイアウト案の作成の考え方や方法が具体的かつ合理的で、効果的・的確な成果が期待できるか。	8		
		集客予測	①集客予測の手法の設定 ②集客数の予測について評価。 集客予測の手法の設定、集客数の予測の考え方や方法が具体的かつ合理的で、効果的・的確な成果が期待できるか。	10		
	事業収支モデル		①利用料金の設定 ②収入・支出計画の策定について評価。 利用料金の設定、収入・支出計画の策定の考え方や方法が具体的かつ合理的で、効果的・的確な成果が期待できるか。	10		
		総括	業務の目的や内容を理解し、それを踏まえた的確で実現性の高い提案がされているか。	8		
	小計			60		
価格	参考見積額		業務コストの妥当性を評価。	10	10	配点×最低見積額/見積額
	合計			100		ト

委員名は次のとおりとする。

区分	所属等	氏名
委員長	長崎市水産農林部長	萩原 直人
委員	長崎市環境部環境政策課長	執行 毅
	長崎市文化観光部観光政策課長	柴田 恭郎
	長崎市水産農林部水産振興課長	村瀬 二美
	長崎市東総合事務所地域福祉課長	濱口 一成
	長崎市教育委員会生涯学習施設課長	吉田 栄作

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年7月3日（水）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合、提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けない場合は、提案書を提出できない。
- (3) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託候補者特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき開示することがある。なお、受託候補者の特定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をした場合
 - ウ 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
 - エ 説明書の内容に違反すると市長が認めた場合
 - オ その他本市の指示に違反する場合
- (8) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課及び関係課と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

- (9) 提案者（又は提案を予定している者を含む。）は、提案書の提出期限の前日までは、提案を辞退することができる。この場合、当該参加者は、【別添6】様式集の「様式C 辞退届」を3(2)の担当課に郵送又は持参により届け出なければならない。なお、郵送の場合は、必ず配達記録が残る方法とし、提案書の提出期限の前日までに到着すること。
- (10) 提出された提案書類の著作権は、その提案者に帰属することとする。提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (11) 提案者（又は提案を予定している者を含む。）又はその関係者は、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行った事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受託者を特定するものであるため、具体的な業務内容は提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 提案者は、参加表明書の提出をもって、この説明書等の記載内容に同意したものとする。
- (14) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (15) 参加表明書又は提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
- ア 参加表明書又は提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について提案資格を確認する。
- イ 参加表明書又は提案書の提出者がいない場合は、本プロポーザルの手続きを取りやめる。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階

長崎市 水産農林部 水産農林政策課

電話：095-820-6562

E-mail: suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp